

議案第 6 号参考資料

利根町総合振興計画条例新旧対照表

現行	改正案
(総合振興計画の策定) 第 1 条及び第 2 条省略 第 3 条 (略) 第 4 条省略 <u>(振興計画審議会への諮問)</u> 第 5 条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、あらかじめ、<u>利根町振興計画審議会条例（昭和50年利根町条例第19号）第 1 条に規定する利根町振興計画審議会</u>に諮問するものとする。	(総合振興計画の策定) 第 1 条及び第 2 条省略 第 3 条 (略) <u>2 町長は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第 1 項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と一体的な計画として、総合振興計画を策定するものとする。第 4 条省略</u> 第 4 条省略 <u>(総合振興計画審議会への諮問)</u> 第 5 条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更_____するときは、あらかじめ、<u>利根町総合振興計画審議会</u>_____に諮問するものとする。 <u>(総合振興計画審議会)</u> 第 6 条 町長の諮問に応じ必要な調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 の規定により利根町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 <u>(組織)</u>

第7条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 知識経験者 8人以内

(2) 各種団体等 4人以内

(3) 町民 4人以内

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

(議会の議決) <u>第6条</u> 町長は、基本構想を策定し、<u>変更し、又は廃止</u>するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。 (公表) <u>第7条</u> 町長は、総合振興計画を策定し、<u>変更し、又は廃止</u>したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (委任) <u>第8条</u> (略)	<u>2 会長は、会議の議長となる。</u> <u>3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。</u> <u>4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> <u>5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。</u> <u>(庶務)</u> <u>第11条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。</u> (議会の議決) <u>第12条</u> 町長は、基本構想を策定し、変更_____するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。 (公表) <u>第13条</u> 町長は、総合振興計画を策定し、変更_____したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (委任) <u>第14条</u> (略) <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(任期の特例)</u>
---	--

	<u>2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。</u> <u>(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</u> <u>3 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年利根町条例第5号）の一部を次のように改正する。</u> <u>別表第1中「振興計画審議会」を「総合振興計画審議会」に改める。</u> <u>(利根町振興計画審議会条例の廃止)</u> <u>4 利根町振興計画審議会条例（昭和50年利根町条例第19号）を廃止する。</u>
--	--